平成２２年（再ロ）第７号
山形県山形市南館西11番18号　ラポールＦｕｊｉＡ棟201号
再生債務者　橋本成美子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成22年６月４日から平成22年６月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第１号
石川県羽咋郡志賀町富来地頭町９の325番地
再生債務者　桶谷　健一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成22年６月４日から平成22年６月25日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（再ロ）第１号
愛知県新城市黒田字大岡64番地
再生債務者　田中　芙実
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月24日まで
4　一般異議申述期間　平成22年５月31日から平成22年６月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（再ロ）第１号
島根県出雲市東林木町843番地18
再生債務者　福田　敏郎
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月24日まで
4　一般異議申述期間　平成22年６月７日から平成22年６月14日まで
松江地方裁判所出雲支部民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第８号
埼玉県草加市長栄町519番地２　ユクレール草加203
再生債務者　武中　通利
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月17日まで
平成22年４月26日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２１年（再ロ）第５号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目10番１―303号
再生債務者　山本　好子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月19日まで
平成22年４月21日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（再ロ）第５号
鹿児島県阿久根市赤瀬川1811番地１
再生債務者　針原　幸治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月19日まで
平成22年４月21日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第７号
秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野80番地９
再生債務者　佐藤　　茂
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月24日まで
平成22年４月26日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（再ロ）第１２号
熊本県熊本市四方寄町698番地９
再生債務者　宮部　祐二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月24日まで
平成22年４月26日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再ロ）第１００１９号
東京都府中市浅間町３丁目18番地の１ヱルフォレスト722
再生債務者　野口　浩之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月12日まで
平成22年４月28日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１１号
高知市北秦泉寺57番地１
再生債務者　山﨑　親生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月23日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第９号
奈良市鳥見町４丁目２番地　富雄団地19―502号
再生債務者　山口　　穣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月26日　奈良地方裁判所

平成２１年（再ロ）第１号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第５地割93番地10
再生債務者　熊谷　　輝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月23日　盛岡地方裁判所花巻支部

給与所得者等再生による免責決定

平成２２年（モ）第８号
兵庫県明石市二見町東二見1093番地の７
再生債務者　小田　　勉
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成22年４月26日
神戸地方裁判所明石支部再生係

企業年金基金変更公告

ユーセー企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告する。
1．新事務所の所在地　東京都中央区日本橋１丁目16番11号日本橋Ｄスクエア５階
2．旧事務所の所在地　東京都中央区八丁堀１丁目９番９号東京八重洲通りビル
3．変更年月日　平成22年５月６日
平成 22 年５月 10 日　ユーセー企業年金基金

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十四日
掲載頁　一一四頁（号外第一四八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十四日
掲載頁　九十三頁（号外第一四八号）
平成二十二年五月十日
札幌市厚別区厚別東三条一丁目一番一号
（甲）北海道地域暖房株式会社
代表取締役　大橋　乃介
札幌市厚別区厚別東三条一丁目一番一号
（乙）北海道地域暖房テクノサービス株式会社
代表取締役　大橋　乃介